

What's New 経営サポートナビ

今が旬！おすすめの公的制度が早わかり
中小企業経営者のための情報誌

Management
Support
Navigation

2024.09
VOL.33

TOPICS

融資に強くなる講座

中小企業金融にとっての2025年問題とは？

事業承継入門講座

事業承継において会社分割をした方が良いケースは？

税制改正コラム

倒産防止共済に制限！10月以後の解約に注意

助成金・補助金活用ガイド

エイジフレンドリー補助金



認定支援機関の能力向上を支援

経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

02

注目の中小企業支援制度

中小企業向けの公的制度をご紹介します

03

経営情報ブログ

郵便料金が 30% 値上げ！いつから？中小企業における節約方法を解説

05

融資に強くなる講座

中小企業金融にとっての 2025 年問題とは？

07

事業承継入門講座

事業承継において会社分割をした方が良いケースは？

09

税制改正コラム

倒産防止共済に制限！10月以後の解約に注意

11

助成金・補助金活用ガイド

エイジフレンドリー補助金

知っている経営者だけ得をする！？

中小企業向けの支援制度をわかりやすくご紹介！！

中小企業者の設備投資などをサポート

経営力向上計画で「稼ぐ力」をアップ！

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。

経営力向上計画のメリットは大きく3つ

税制優遇

即時償却又は税額控除が利用可能

中小企業経営強化税制（法人税 所得税）の活用により、即時償却又は最大で10%の税額控除が可能

対象設備	令和7年3月31日までに導入した対象設備
利用できる方	資本金1億円以下の法人、個人事業主など
要件	生産性が年平均1%以上向上する設備であることなど

金融支援

融資や信用保証などの支援措置により、資金調達がスムーズに

日本政策金融公庫による融資等様々な支援が受けられます。

法的支援

事業継承などに関する法的な特例措置を受けられます。

計画策定

申請様式は
3枚!



1. 企業の概要
2. 現状認識
3. 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標
4. 経営力向上の内容
5. 事業承継等の時期及び内容（事業承継等を行う場合に限り。）
など、簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。



認定を受けられる「特定事業者等」の規模

中小企業等経営強化法
第2条第6項



- ・会社または個人事業主
- ・医業、歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）
- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人
- ・従業員数：2,000人以下



また、企業組合や協業組合、事業協同組合等についても経営力向上計画の認定を受けることができます。

認定事業の活用事例



酒造

1797年の創業以来地元に着した清酒の製造を行っている会社が、県外への出荷や海外への積極的な輸出に取組むため、中小企業等経営強化法に基づく支援措置を活用し、品質の維持向上のための各種装置を導入する。

メリット

海外需要の取り込み、地元農家とコラボした県外への商品出荷のためには品質維持につながる機械投資が必要でした。大きな投資でしたので、税制優遇の支援措置を受けることができ、とても助かっています。

この機会に経営力向上計画の認定を受け、各種税制の優遇措置や資金繰り支援などを活用してみたいかがでしょうか？詳しくは当事務所までご相談ください。



郵便料金が 30% 値上げ！ いつから？中小企業における節約方法を解説

作成者：株式会社エフアンドエム (<https://www.fmltd.co.jp>)

記事参照：F&M CLUB 公式ホームページ「経営情報ブログ」より

2024 年秋から郵便料金が平均 30% 値上げされます。企業にとっては原料・人件費・電気代などに続いて通信費が上昇することとなり、利益が圧迫される可能性があります。

本記事では 2024 年の郵便料金値上げの内容と節約テクニックをわかりやすく解説します。



■ 郵便料金の値上げは 2024 年 10 月 1 日から

2024 年秋の郵便料金値上げは 2024 年 10 月 1 日からです。郵便料金の値上げは消費税率の引き上げを除き、30 年振りとなります。

2024 年 10 月から始まる郵便料金の値上げについての概要は以下のとおりです。

2024 年の郵便料金値上げは平均 30%

2024 年の郵便料金値上げは平均で 30% の大幅な値上げとなります。

例えば、はがきは 63 円から 85 円へ、定形郵便（25 グラム以下）は 84 円から 110 円となるほか、速達やレターパックなども値上げされます。

9 月 30 日に投函した場合は値上げ前の郵便料金

郵便料金の値上げは 2024 年 10 月 1 日 0 時以降の取り扱いからが対象です。

特例として、9 月 30 日までにポストへ投函（10 月 1 日の最初の郵便物収集までに投函）された郵便物は、値上げ前の旧郵便料金が適用されます。

値上げ前後の郵便物の投函タイミングと適用される郵便料金をまとめると次のとおりです。

郵便の集荷タイミング	適用となる郵便料金
2024年9月30日23:59 までに窓口で差し出し	値上げ前の 郵便料金
2024年9月30日のポスト最終収集後に投函 (2024年10月1日の最初の収集までに投函)	値上げ前の 郵便料金
2024年10月1日0時以降に 窓口で差し出し	値上げ後の 郵便料金

■ 郵便料金の具体的な値上げ内容

2024 年 10 月からの郵便料金値上げの内容は次のとおりです。

【参考】変更前後の郵便料金一覧 | 日本郵便

封書など（第 1 種郵便物）

封書などの第 1 種郵便物について、定型郵便物の重量による料金の違いが廃止され、50 グラム以内で 110 円となりました。

商品		値上げ前の 郵便料金	値上げ後の 郵便料金	値上げ幅
定型	25グラム 以内	84円	110円	26円 (+31.0%)
	50グラム 以内	94円	110円	16円 (+17.0%)
定型外	50グラム 以内	120円	140円	20円 (+16.7%)
	100グラム 以内	140円	180円	40円 (+28.6%)
	150グラム 以内	210円	270円	60円 (+28.6%)
	250グラム 以内	250円	320円	70円 (+28.0%)
	500グラム 以内	390円	510円	120円 (+30.8%)
	1キログラム 以内	580円	750円	170円 (+29.3%)



はがき（第 2 種郵便物）

通常はがき、年賀はがきともに 85 円へ値上げされます。

商品	値上げ前の 郵便料金	値上げ後の 郵便料金	値上げ幅
通常はがき	63円	85円	22円(+34.9%)
年賀はがき	63円	85円	22円(+34.9%)
往復はがき	126円	170円	44円(+34.9%)

雑誌など（第3種郵便物、第4種郵便物）と書留は値上げなし

会報などの定期刊行物に利用される第3種郵便物と、通信教育などに使われる第4種郵便物は値上げされず、従前の料金が据え置かれます。

書留についても、一般書留と簡易書留ともに料金が据え置かれました。

レターパック

レターパックについては、レターパックプラスが600円、レターパックライトが430円となります。

商品	値上げ前の郵便料金	値上げ後の郵便料金	値上げ幅
レターパックプラス	520円	600円	80円(+15.4%)
レターパックライト	370円	430円	60円(+16.2%)
スマートレター	180円	210円	30円(+16.7%)

■ 郵便料金値上げの影響が大きい企業

郵便料金の値上げにより企業の通信費が増加するなどの影響があります。

特に影響が大きくなるといわれている企業の例はつぎのとおりです。

- ・ダイレクトメールによる広告宣伝が多い
- ・顧客向けの小型カタログ、パンフレットの発送が多い
- ・請求書、納品書、領収書などを紙で郵送している



■ 郵便料金値上げにおける対処法

郵便料金を節約する主な方法は次のとおりです。

1 キログラムまではゆうメール

ゆうメールとは、1キログラム以下の雑誌やDVDなどをより安価に郵送できるサービスであり、ポストの投函から発送が可能です。

郵送時の条件は次のとおりです。

- ・外装に「ゆうメール」と表示
- ・規定サイズ（縦34センチメートル、横25センチメートル、厚さ3センチメートル）以内の大きさ
- ・重さは1キログラム以内
- ・封筒の一部を開くまたは包装の一部が透明などで内容物の確認が可能
- ・信書ではないもの

見積書・請求書は電子メールへ切り替え

郵送物が多い企業は、メールによる送信などペーパーレス化を進めましょう。

相手先の了承が得られれば、請求書や領収書などをデジタル化し、メール送信に切り替えるだけで、通信費の削減や書類のやり取りのスピードアップ、書類管理事務を軽減できるなどのメリットがあります。

電子帳簿保存システムの導入

紙の請求書をデジタル化して、メール送信するだけでも郵便料金の削減に役立ちますが、もう一歩進み、請求事務をデジタル化することがおすすめです。

最近では請求事務をオンライン化するだけでなく、販売管理システムとの連携で請求書を自動で発行するなど、企業内の業務をシームレスにデジタル化できるシステムなどが多く提供されています。

■ まとめ

2024年10月から郵便料金が平均30%値上げされます。企業は原料・人件費・エネルギーコストなどに続けて販売促進やバックオフィスの事務コストの増加に対しても対策が必要となっています。

単なるコスト削減だけでは企業内の活力や競争力が削がれてしまうため、コストダウンと同時に生産性向上を図るなど前向きな検討をおこないましょう。

F&M Club は、株式会社エフアンドエムが中堅・中小企業様向けに提供しているバックオフィスコンサルティングサービスです。財務、労務管理、人材採用・育成にいたるまで、経営のお悩みを解決へと導く豊富なコンテンツをご用意しています。

■ その他の「経営情報ブログ」を閲覧する

<https://www.fmclub.jp/blog>

■ F&M CLUB について知る

<https://www.fmclub.jp/>



中小企業金融にとっての 2025年問題とは？

■あと3か月で2025年問題が到来

わが国では、2025年、団塊の世代といわれる昭和22（1947）～24（1949）年に生まれた人たち全員が75歳以上、つまり後期高齢者となる超高齢社会に突入します。この世代は、出生数でいうと約806万人、日本の人口構造上、最も大規模な集団です。

高齢化社会の到来は古くから言われてきたことですが、若年層の非婚化や晩婚化が進むことで少子化のペースが加速しており、人口減少のスピードが加速していることが社会全体に深刻な影響を及ぼすと懸念されているのが2025年問題です。

■金融機関（銀行業界）の2025年問題

本稿では、金融機関の中でも、銀行（信用金庫等貸出金融機関を含めます）における2025年問題を考えてみたいと思います。2025年問題が、日本社会全体にわたって大きな問題があるということは、銀行から見れば、融資先の業績悪化、廃業、破綻によって融資先の数が増えるという銀行業界全体の収益減という問題が直前視されています。

一方で、2025年から団塊の世代の経営者たちが一斉に引退する時期を迎え、後継者が不足しているという「事業承継における2025年問題」も大きな問題となっています。銀行からすると、融資先の事業承継が円滑に行われなくなると、債権回収には悪影響となりますし、廃業時に問題なく債権が回収できたとしても、融資先自体は減ってしまうといった、融資ニーズのボリュームダウンが銀行にとっての市場縮小に繋がるという問題が生じているのです。

■金利の上昇が大問題に！

実は銀行の中でも地方銀行、信用金庫など地域金融機関において、直近の大きな問題として迫っているのが2025年以降、金利が上昇していくリスクなのです。通常で考えれば金利が上昇すると、融資金利も上昇するため、銀行にとって、収益は増加するのでは？と思えるのですが、その増加する収益を上回る損失、つまり、金利の上昇による「債券の含み損」の発生が深刻なリスクとなっています。

金融機関における債権の含み損とは、金融機関は融資による収入だけでなく、顧客から預かった資金を債券や株式投資で運用しています。中でも日本国債であれば安全性が高いため、銀行は大規模に日本国債を購入しています。2023年からすでに問題視されているのが、金融機関が保有する日本国債に含み損が生じているという実態なのです。

「地銀、債券含み損2.8兆円に 損失処理で7行が本業赤字」

金利上昇で全国の地方銀行が保有する国内債券や外国債券、投資信託などの含み損が増えている。地銀97行の含み損は2023年9月末時点で約2.8兆円と6月末から7割増えた。大手銀行は金利上昇への備えを進めており、主に日本国債で運用する地銀の対応が焦点になる。日銀の金融政策次第では含み損がさらに増える可能性があり一部の地銀は早期処理に動き、7行で本業が赤字になった。

2023年11月15日 日本経済新聞記事より

なかなか理解しにくいのですが、「債券の価格」と「金利」は反比例の関係にあり、シーソーのような関係です。金利が上がると債券価格は下がり、金利が下が

ると債券価格は上がります。なぜかという、たとえば金利が上昇すると、新しく発行される国債の利率も上昇するため、すでに保有した債券の魅力が薄れ、債券の価格は下落するからです。(市場金利が上がると債券へのニーズが減るため、債券価格も下がるという投資家心理も別で影響があります。)

このように、金融機関が保有する債券が購入時よりも値下がりし、売却すると損益が出る状態を含み損と言います。日銀が2023年7月に長期金利の上限を引き上げたことをきっかけに、債券市場で長期金利が上昇し、債券の価格が下落しました。2024年5月には日銀が政策金利を0.25%に(0.1%からの引き上げ)引き上げたことから、2025年に向けて、金融機関にとっては、債券の含み損増加リスクが懸念される状況です。

■2025年問題で金融機関の強弱がより鮮明に

ちょうど一年前の2023年9月末時点で、全国の地方銀行の債券含み損は約2.8兆円と、同年6月末からなんと7割増えました。一方で、メガバンク3行は2023年3月期の決算では、債券関係損益に合計で約7千億円の損失を計上し、損失処理をほぼ終えて対応を終えています。含み損を抱えたまま処理できずにいる地域金融機関も少なくありません。小規模な金融機関ほど元々、自己資本に大きな含みがないので損失処理が遅れているといわれています。

債権はそもそも満期まで抱えられていれば投資リスク自体には問題ないといえるのですが、銀行の決算時にはその含み損を公表されるわけで、金融機関の信用不安につながるリスクがあります。信用金庫の中には

自己資本を大幅に棄損した信用金庫も少なく、そうした財務に問題を抱える金融機関は積極的にリスクをとる融資がしにくくなることは否めません。

今後は金融機関の中で、債券価格の下落に対応出来た金融機関は信用性も維持ができ、前向きに融資業務が展開できます。一方で、債券下落による影響を受け、対応できずにいる金融機関は信用が低下し、収益の低下に留まらず、預金流出といった経営持続にも影響が出て、近隣の健全な金融機関に統合吸収されていくことも増えていくと思われます。債券下落による金融機関に与える2025年問題は、まさに金融機関の「勝ち負け」を促進する一因といえるでしょう。

■金融機関の2025年問題が中小企業の経営にもたらす影響

これから2025年に向けては中小企業の資金調達環境が厳しくなることが懸念されます。社会全体の2025年問題による経済環境悪化に加え、銀行自身の財務の悪化から積極的な融資がしにくい銀行が増えること、体力を失った銀行の整理統合が進み、資金調達窓口の数が減ることから、より厳しくなることが想定されるからです。2025年は、経営者としては、金融機関に過度に依存することなく、キャッシュフローに基づいて慎重な事業投資、資金調達を心がけていくべきということがいえます。以前なら簡単に貸してくれたから今回も貸してくれるだろうという感覚を捨て、金融機関の事情で融資が急に厳しくなる、そんな2025年になるという可能性も充分あるという前提で、自社の財務力(資金調達力)を重視する経営を見通していただきたいと考えます。

経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー 小寺 弘泰 氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現(株)プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。



事業承継入門講座

事業承継において会社分割をした方が 良いケースは？

7

事業承継入門 事業承継において会社分割をした方が良いケースは？

本稿では、事業承継を円滑に進めるための方法の一つとして「会社分割」という方法について取り上げてみたいと思います。分割によって事業を整理し、次世代への承継を円滑にすることができます。たとえば複数の後継者がいる場合、それぞれの後継者に特定の事業を継承させることができるため、遺産分割のトラブルを防ぐことができるというメリットがあります。一方で、2024年の税制改正において、会社分割に関連するいくつかの重要な変更点が導入されました。これらの変更は、企業再編における税務の取扱いに大きな影響を及ぼす可能性がありますので注意しておく必要があります。



■事業承継に会社分割を活用するケース

事業承継において会社分割を必要とするケースはいくつかあります。以下はその代表的な例です。

1. 複数の後継者がいる場合

親族内で複数の後継者がいる場合、それぞれの後継者に異なる事業を継承させたいときに会社分割が行われることがあります。たとえば、A事業は長男に、B事業は次男に引き継がせたい場合、それぞれの事業を会社分割して別々の会社に分けることで、各後継者に特定の事業を継承させることができます。

2. 特定事業の切り離しと外部への売却

事業承継を行う際に、特定の事業が後継者にとって不必要または適していない場合、その事業を分割して別会社として切り離し、その後、外部の第三者に売却することができます。これにより、後継者は必要な事業のみを引き継ぎ、残りの事業は他社に譲渡されることで効率

的な承継が可能になります。

3. 経営リスクの分散

複数の事業を行っている企業において、事業のリスクが異なる場合には、リスクを分散させるために会社分割が行われることがあります。たとえば、高リスクの事業を分割して別会社に移し、事業承継する側のリスクを減少させることで、安定的な経営を維持しやすくします。

4. 後継者が複数いる場合の株式・持分の調整

複数の後継者がいる場合、事業の規模や性質に応じて、持分や株式を公平に分配する必要があることがあります。この場合、会社分割によって各事業を分け、それぞれの後継者に持分を割り当てることで、持分の調整を行うことが可能になります。

5. 不採算事業の切り離し

事業承継の際に、不採算事業を抱えたまま後継者に引き継ぐことが難しい場合、不採算事業を会社分割して別会社として分離し、その会社を清算するか、外部に売却するケースがあります。これにより、後継者が健全な事業のみを引き継ぐことができ、経営の安定を図ることができます。

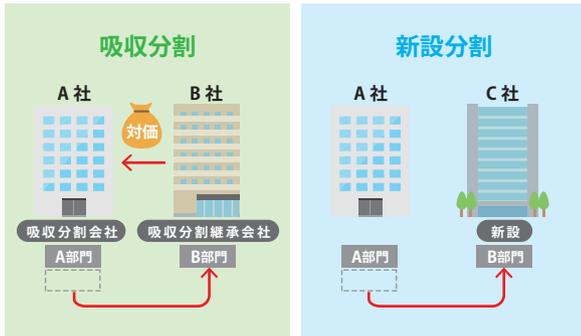
これらのケースは、会社分割を通じて、事業承継のスムーズな実施と、後継者が安定した経営を引き継ぐための基盤を整えることが目的とされています。



■会社分割の種類と特徴

会社分割とは、ある会社がその一部の事業を切り離し、新たに設立する会社や既存の別会社にその事業を移転する手続きです。主な種類として以下の2つがあります。

- ①吸収分割：分割を行う会社（分割会社）が、事業の一部を既存の別の会社（承継会社）に引き継がせる方法です。
- ②新設分割：分割会社がその事業の一部を新しく設立する会社に引き継がせる方法です。



■会社分割を行う際の注意点

会社分割を行う際には、いくつかの重要な注意点があります。税務的、法務面など複数の視点で、

1. 法的手続きと規制の遵守

会社分割は、商法や会社法に基づく法的手続きが必要です。これには株主総会での決議や、債権者への通知などが含まれます。特に、債権者保護手続きは重要で、債権者が異議を申し立てる場合には、分割が遅れる可能性があります。これらの手続きを適切に進めるためには官報に公告する手続きを行う場合もあります。分割の実施には専門の弁護士、司法書士のサポートを受けることを推奨します。

2. 税務面での影響

会社分割は税務上のメリットが大きく、たとえばですが、一方で適正な手続きを行っていないことによる否認は大きなリスクとなります。そのため、事前に税務専門家と相談し、最適な分割方法を検討する必要があります。

たとえば、会社分割が税制上優遇される分割=適格分割に該当するかどうかは重要なポイントで、税制適格と認められるためには、特定の条件を満たす必要があり、そうでない場合には多額の税負担が発生する可能性があります。

※2024年の税制改正で適格会社分割に関連する税制が見直されました。特に、分割会社と承継会社が密接な関係にある場合の要件が明確化され、適格性の判断基準が厳格化されました。この変更により、適格分割の適用を受けるための事前準備や計画がより重要になります。

(詳しくは顧問税理士等にご確認ください。)

3. 従業員への対応

会社分割により、従業員の労働条件や雇用契約が影響を受けることがあります。新たな会社に移籍する場合、従業員の同意や、労働組合との協議が必要になる場合があります。また、労働条件の変更や職場環境の変化に対する従業員の不安を解消するため、丁寧な事前説明、合意形成を図ることが重要です。

4. 債権者や取引先への対応

分割によって会社の信用度や財務状況が変わる可能性があるため、債権者や取引先との信頼関係を維持することが重要です。分割計画について早期に情報を提供し、理解を得るための努力が求められます。特に、分割後の債務承継に関しては明確な説明が必要です。

5. 会社の評価・資産の適切な配分

分割に際して、分割会社や新設会社の資産や負債の評価が適切に行われる必要があります。不正確な評価は、分割後の会社の経営や税務に悪影響を及ぼす可能性があります。特に、土地や知的財産などの評価が難しい資産については、専門家の助言を受けることが重要です。

これらの点に留意して会社分割を進めることが、リスクを最小限に抑え、会社の事業承継を円滑に進めることに繋がります。

経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー 小寺 弘泰 氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現(株)プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。





税制改正コラム

倒産防止共済に制限！ 10月以後の解約に注意



9

税制改正コラム

倒産防止共済に制限！

10月以後の解約に注意

令和6年度税制改正では、「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）の損金算入特例」について見直しが行われました。

具体的には一度解約すると、解約日から「2年間」は掛金を支払っても税金計算上、損金にできないという制限です。この改正は「10月以後の解約」から適用されるため、今回は改正の背景と注意点を解説します。

1. 制度の概要

中小企業倒産防止共済制度は、取引先の倒産による連鎖倒産や経営難を防ぐ目的で創設された共済制度です。掛金月額は5,000円から20万円までの範囲内（5,000円刻み）で自由に選べ、最高で800万円まで積み立てられます。

取引先が倒産した場合には、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（最高8,000万円）で、一定の貸付けが受けられます。

この掛金は税金計算上、全額を損金にできる特例措置があり、中小企業の利用件数としては第3位です。

	税制上の特例措置	適用件数（令和4年度）
1	法人税率の特例（15%）	約106万件
2	少額減価償却資産（30万円未満）の損金算入の特例	約65万件
3	中小企業倒産防止共済の損金算入の特例	約27万件

出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和6年2月国会提出）」を基に作成
https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/fy2023/gaiyou.pdf

2. 令和6年度税制改正の背景

昨年12月の令和6年度税制改正大綱で、急に上記の改正が行われることが明記され、実務家の間で「なぜこのような改正を行うのか？」と話題になりました。

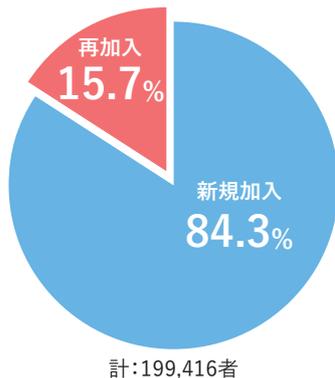
今年1月に、その疑問にこたえるかのように、中小企業庁が「中小企業倒産防止共済制度の不適切な利用への対応について」という資料を公表しています。

資料によると、

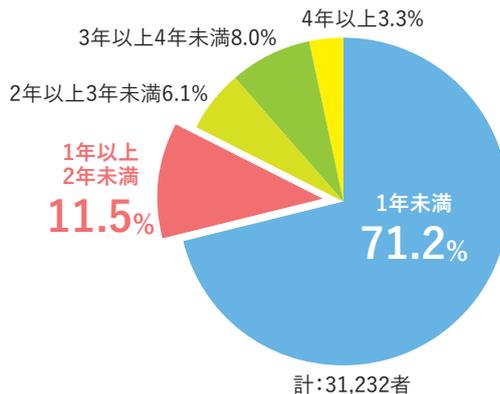
- ・加入者全体のうち「再加入者」は約16%
 - ・その再加入者のうち「2年未満で再加入する者」は約8割
- ということが明らかになりました。

図表 倒産防止共済の加入者の状況

R2～R4における加入者の内訳



R2～R4の再加入者について、脱退から再加入までの期間



出典：中小企業庁「中小企業倒産防止共済制度の不適切な利用への対応について」
<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kyousai/022/002.pdf>

脱退と再加入は倒産防止共済の積立額を変動させ、本来の目的である連鎖倒産の際の「貸付可能額」も変わります。このような短期間で繰り返される脱退・再加入は、「本来の制度利用に基づく行動ではない」と指摘しました。

さらに加入者へアンケートをしたところ、共済加入の理由として「税制上の優遇措置があるため」が約3割で、「インターネット上や雑誌でも専ら節税をアピールして共済への加入をすすめるページが数多く存在すること」も理由として挙げられています。

このような背景から、倒産防止共済に制限が設けられました。

3. 改正の内容と注意点

改正前は、倒産防止共済の掛金の損金算入について、特に制限はかけられていませんでした。一度解約して再加入しても、掛金の全額を損金にできます。

例えば欠損が見込まれる事業年度に解約して欠損と解約手当金を相殺し、すぐに再加入して再び掛金を支払った分も損金になります。

図表 改正前のイメージ



しかし、今回の改正で、解約後、すぐに再加入した場合、その解約の日から「2年間」は掛金を支払っても損金算入できなくなります。

図表 改正後のイメージ



整理すると、次のようになります。

区分	改正前	改正後
新規加入	損金算入○	損金算入○ (変更なし)
再加入		<ul style="list-style-type: none"> ・解約日から2年以内 ⇒ 損金算入 × ・2年経過後 ⇒ 損金算入 ○

4. 適用時期

今回の改正は、「令和6年10月1日以後の解約」から適用されます。

例えば令和6年10月1日に解約し、再加入した場合、「令和6年10月1日～令和8年9月30日（2年間）」の間に掛金を支払っても損金算入できません。

一方、「令和6年9月30日以前の解約」は改正前の取扱いとなるため、今回の制限の対象になりません。

助成金・補助金 活用ガイド

エイジフレンドリー補助金

60歳以上の従業員（週20時間未満勤務の嘱託社員も対象）の労働災害の防止のため、負担の大きい作業を解消する取組に必要な経費を支給します。

■ 助成額

経費（機器の購入・工事の施工等）についての費用の **50%** を支給、最大200万まで購入 ▶ **100** 万円限度

■ エイジフレンドリー補助金の流れ



■ 補助金の対象事例

- ・ 重量物の持ち上げ軽減対策（パワーアシストスーツ）
- ・ 作業床や通路のつまずき防止対策または滑り防止対策（電熱マット、階段の手すり）
- ・ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入（床をフラットにする工事）
- ・ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置（高所作業台）
- ・ 介護で身体的負担を軽減する機器の導入（入浴用ストレッチャー、リフト）
- ・ 熱中症リスクのある事業場に休憩施設の整備、送風機の設置（エアコン）



■ 申請期限

令和 6 年 10 月末まで（※計画書）

令和 7 年 1 月末日（※支給申請書）

■ 提出先

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」



■ 添付書類 ※例 必要書類等は事前に問い合わせください。

必要書類	「書類名称」、その他注意事項
①様式1 (P8)	「令和6年度エイジフレンドリー間接補助金交付申請書」
②様式1 (別紙)①②③(P9～P11)	「間接補助金の対象となる安全衛生対策等実施計画書」（労働災害防止対策コース①②③）
③様式1-1 (P19)	「誓約及び申立書」
④様式1-2 (P20)	「高年齢労働者名簿」
⑤様式1-3 (P21)	「対象経費内訳書」
①写真添付台紙 (P22)	<ul style="list-style-type: none"> ・ カラーの鮮明な写真を添付ください（現像写真不可。カラーコピー等を添付） ・ 対策を実施する現場、労働者が実際に現場で働いている様子を写して添付ください ・ 別紙での提出も可能ですが、必ず状況説明文を付けてください <p>※入浴介助の現場については、利用者ではなく介護スタッフ同士で作業の様子がわかる写真をお願いします</p>
①別添 (P23)	屋内作業で「体温を下げるための機能のある服」を申請する事業者のみ提出

以下は申請者側でご用意いただき、上記書類と併せて提出ください

<p>①労働保険申告書</p>	<p>法人全体分（事業場が複数ある場合はそれら全て）を提出ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔労働局で加入手続きの場合：「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」 ➔労働保険事務組合等に委託している場合：「労働保険等算定基礎賃金等の報告」 ・上記のいずれかで直近のものをご用意ください ・常時使用労働者数、労災加入人数が記載されている書類をご用意ください ※「労働保険料納入通知書」は申告書類にはなりません
<p>②労働保険領収書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➔「納付書・領収証書」「労働保険料等領収書」「労働保険料等に係る口座振替結果のお知らせ」「保険料の引き落としがされたことがわかる通帳のコピー」 ・上記のいずれかで直近のものをご用意ください ※「口座振替のお知らせ」「労働保険料納入通知書」は領収書にはなりません
<p>③見積書</p>	<p>税抜表記されているものを提出ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相見積もりは不要です ・見積内訳がある場合は併せて提出ください
<p>④カタログ</p>	<p>購入予定品、使用部材の写真と型番のページをカラーで提出ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カタログ冊子本体は送付しないでください ・取扱説明書、仕様書はカタログにはなりません ・特注等でカタログが用意できない場合は設計図面、完成予定図等をご用意ください
<p>⑤図面</p>	<p>対策を行う場所がわかるように印付け、色付けを行ってください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備、装置の設置場所には印をつけてください ・労働者個々に行われる対策（体温を下げるための機能のある服、パワーアシストスーツ等）での申請の場合、図面は必要ありません
<p>⑥暑熱作業場休憩設備に関しては、直近の「暑熱に関する作業環境測定結果」の写しを提出ください</p>	
<p>⑦踏み間違い防止装置等の導入の場合は「車両前面と側面の写真」「車検証」を提出ください</p>	

ワンポイントアドバイス

エイジフレンドリー補助金は、①高齢労働者の労働災害防止対策コース、②転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース、③コラボヘルスコースの3部構成からなっております。今回は、①を主軸に説明をさせていただきました。60歳以上の方については、労働安全衛生法第62条にて中高年齢者等についての配慮として、努力義務と規定されています。しかし、会社の代表者は安全配慮義務がありますので、就業環境については会社として検討していかなければならないものになります。60歳以上の方であれば体力が若い方と比べると疲れやすくなり、部屋の中が暑いと熱中症で倒れてしまう事もあります。そのようなことを防止するための職場環境づくりに適した補助金と考えます。



■ 助成金に関するコラム

助成金の不正受給についてこんな事例が・・・

社労士が事実確認を行わず、一方的な解釈で社労士事務所の事務所職員にその解釈を伝え、辻褄を合わせる為にタイムカードの写しを改ざんした状態で17回の申請を労働局にしたケースです。こちらのケースでは、社会保険労務士法第25条の2第2項「相当の注意を怠り、申請の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」及び第25条の3の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当すると判断されました。結果として6ヶ月間の社会保険労務士の業務停止となりました。相変わらずタイムカード、賃金台帳の不正受給が目立っているという事がこの件でもわかります。社長に確認せず、社労士自らの解釈で判断してしまう行為は言語道断です。気をつけましょう。

■ 最後に

コラムに続いて、申請書等の不正に気をつけるにはどうしたらよいか。出勤簿・賃金台帳をDX化しましょう。私の事務所も不正受給をしてしまったのは、社労士として仕事が出来なくなります。その対策としてお客様にも責任感を持っていただくことが大切になります。社労士はもちろん、この記事を見られている皆様も責任感を持って正しい申請を心がけましょう。



監修：勝野社会保険労務士事務所 所長 勝野 高儀 氏



補助金申請、資金調達、事業承継・M & A、事業計画策定

会計事務所で解決できます。まずはお気軽にご相談ください。

会計事務所が提供するサービスは税務会計ではありません。

2024年6月現在、全国で26,000件以上の会計事務所が「認定支援機関」として各地域の経済産業局より認定されており、積極的に中小企業の経営を支援しています。

経営に関する困りごとがあれば、まずは顧問の会計事務所へ相談してみましょう。

主な支援内容

経営革新等支援機関がサポートします



補助金申請支援

国が公募する補助金の中には、経営革新等支援機関の支援がなければ補助金申請ができないものがあります。例えば、「事業承継・引継ぎ補助金」は、経営革新等支援機関の確認書がなければ補助金申請することができません。

\\設備投資\\ を後押しできます



資金調達に関する支援

経営革新等支援機関の指導・助言を受けながら事業計画や経営計画を作成することで、低利融資を受けられる可能性があります。例えば、日本政策金融公庫では特別利率(低利率)で貸付をおこなう「中小企業経営力強化資金」などの制度があります。また、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む場合に、信用保証協会が保証料を減免する制度「経営力強化保証制度」などもあります。

\\低利融資\\ が受けられます

※融資を確約するものではありません



「経営力向上計画」 策定支援

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画(「経営力向上計画」)について、国の認定を得ることができます。

\\優遇税制\\ が活用できます



「経営改善計画」 策定支援・モニタリング支援

金融機関からの融資を受ける際や、借入金の返済条件変更(リスク)を金融機関に申し出る際には「経営改善計画書」の提出が必要になることがあります。経営革新等支援機関では計画書の作成支援から、作成後のモニタリングまで支援することができます。

\\事業の立て直し\\ に向けた
計画策定に補助金がです

中小企業の 持続的な経営を 財務からサポート



資金繰り

決算分析

中期計画

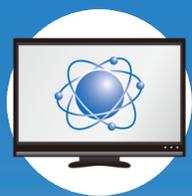
金融機関目線での**財務格付け**の判定

金融機関が求める**事業計画書**を作成

返済金額の**最適化**に向けたシミュレーションに対応



特徴① **23の会計ソフト**に対応
主要な会計ソフトに対応しています。



特徴② **データ処理速度が速い**
会計ソフトのデータ取り込み速度は、1秒で対応しています。
※安定した回線速度の場合



特徴③ **協議会会員へ無料提供**
経営革新等支援機関推進協議会の会員である会計事務所は
F+prus を無料で利用できます。

F+prus（エフプラス）は、経営革新等支援機関推進協議会が会計事務所向けに提供しているシステムです。
本システムを導入している会計事務所では、資金繰り・決算分析・中期計画など財務に関するスムーズな支援が可能です。